

鶴高いじめ防止基本方針

青森県立鶴田高等学校

令和2年4月

鶴高いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針策定に当たっての学校の考え

いじめは、冷やかしやからかいなどの他、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりと、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起きている」という認識に立ち、本校生徒が楽しく豊かな学校生活を送ることができるために「鶴高いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) いじめに対する基本的な考え方

ア 教職員も生徒も、「いじめはある」、「いじめるを見逃さない」という意識を高める。

イ 生徒同士及び教職員との互いの人権感覚を高め、温かな人間関係を構築する。

ウ いじめの未然防止を図り、いじめの兆候を早期に発見し、適切に対処し、早期に解決する。

エ いじめ問題は学校の重要課題であり、学校全体で取り組むために生徒を積極的に参画させる。

オ いじめ問題について、保護者・地域及び関係機関との連携を深める。

カ けんかであってもいじめの一般的形態としてとらえ、その背景や構造をしっかりと調査し対応する。

(3) いじめの構造と動機

ア いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆・傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。この周囲の生徒の振る舞いにより、「抑止作用」になったり「促進作用」になったりする。

イ いじめの動機

(ア) 嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする。）

(イ) 支配欲（相手を思い通りに支配しようとする。）

(ウ) 愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする。）

(エ) 同調性（強いものに追従する、数の多い側に立っていたい。）

(オ) 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい。）

(カ) 反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい。）

(キ) 欲求不満（いらいらを晴らしたい。）

(4) いじめの態様

悪口を言う、あざける、落書き、物壊し、物隠し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる、小突く、命令、脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール

等による誹謗中傷、噂流し、なりすまし、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り等。

3 校内体制について（マニュアルP 1）

（1）いじめ防止委員会の設置

ア いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制として位置づける。

イ 構成は、教頭、生徒指導主事、教務主任、保健主事、学年主任、いじめ防止専門員とする。

（2）いじめ対策委員会の設置（マニュアルP 2）

ア いじめを認知した場合のいじめの早期解決に向けた組織的な指導体制として位置づける。

イ 構成は、校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、保健主事、学年主任、当該学級担任、いじめ防止専門員とする。

ウ 必要に応じて、外部委員として、PTA会長、後援会会長、同窓会会長、学校評議員、学校関係者評価委員等にも参加してもらう。

4 いじめの未然防止について

（1）学習指導の充実

ア わかる授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、達成感・成就感を育てる為にアクティブラーニングを取り入れた授業を展開する。

イ コミュニケーション能力を育てるために発表の機会を増やし、自信を持たせる。

ウ 教科「情報」を中心として情報モラル教育を充実させる。

（2）道徳教育、特別活動の充実

ア 様々な活動を通して、「いじめは絶対に許さない」という認識を生徒に持たせる。

イ 「見て見ぬ振りをすることはいじめをしていることにつながる」ことや、「いじめを見たら止めさせたり教師に知らせる」ことの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

ウ いじめ問題に関して、生徒会・評議員会としての取り組みをする。

（3）教育相談の充実

ア 「いじめに関するアンケート調査」を実施し、結果を学校全体で共有する。

イ 「個人面談」を実施し、結果を学校全体で共有する。

ウ 相談窓口を設置・周知し、いつでも、誰とでも相談できる体制を整える。

（4）保護者・地域との連携

ア 「いじめ防止対策推進法」、「鶴高いじめ防止基本方針」等を、ホームページや配布物等で周知する。

イ 学校公開、PTA集会、学校評議員会等を活用する。

5 いじめの早期発見について

（1）いじめの発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。いじめ行為を直接発見した教職員や保護者は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。さらに、「いじめ対策委員会」に速やかに報告し、事実確認をする。

（2）いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン（マニュアルP 3）

(3) 教室・家庭でのサイン（マニュアルP4）

(4) 教育相談体制の整備

- ア 「いじめに関するアンケート調査」の実施
- イ 「個人面談」の実施
- ウ 相談窓口の設置・周知

(5) 情報の共有

- ア 報告経路の明示・報告の徹底
- イ 企画運営委員会・職員会議での情報共有
- ウ 進級時の引き継ぎ
- エ 職員共有フォルダに、いつでも、誰でも気づいたことをメモできるファイルを、いつでも、誰でも閲覧できるように整備する。

6 解決に向けた対応について

(1) 生徒への対応

ア いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- (ア) 安全・安心を確保する。
- (イ) 心のケアを図る。
- (ウ) 今後の対策について一緒に考える。
- (エ) 活動の場を設定し、励ます。
- (オ) 温かい人間関係を構築し（絆作り）、居場所作りを進める。

イ いじめている生徒への対応

「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- (ア) いじめの事実を確認する。
- (イ) いじめの背景や要因の理解に努める。
- (ウ) いじめられている生徒の苦痛に気づかせる。
- (エ) 今後の生き方を考えさせる。
- (オ) 必要に応じて懲戒を加える。

ウ 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、面白がって見ていたり、見て見ぬ振りをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

- (ア) 自分の問題としてとらえさせる。
- (イ) 望ましい人間関係作り（絆作り）に努める。

(2) 保護者への対応

ア いじめられている生徒の保護者に対して

複数の教師で対応し「学校は全力を尽くす」という決意を速やかに伝え、安心感を与えられるようにする。

- (ア) じっくりと話を聞き、相談に乗る。
- (イ) 親子のコミュニケーションを大切にする等の協力を求める。

(ウ) 家庭での様子に気を配り、何でも気づいたことがあれば連絡してもらう。

イ いじめている生徒の保護者に対して

事実を確認したら速やかに連絡し、丁寧に説明する。

(ア) 生徒や保護者の心情に配慮する。

(イ) いじめは誰にでも起こる可能性があること、行動が変わるよう学校として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であること等を伝える。

(ウ) 家庭での様子に気を配り、何でも気づいたことがあれば連絡してもらう。

ウ 対立する保護者同士に対して（学校が間に立って関係調整する必要がある場合）

(ア) 和解を急がず、相手や学校に対する不信の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。

(イ) 管理職も率先して対応する。

(ウ) 関係機関と連携して解決を目指す。

(3) 関係機関との連携

ア 県教育委員会との連携

(ア) 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法

(イ) 関係機関との調整

イ 警察との連携

(ア) 心身や財産に重大な被害が疑われる場合

(イ) 犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉関係との連携

(ア) 家庭の養育に関する指導・助言

(イ) 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

エ 医療機関との連携

(ア) 精神保健に関する相談

(イ) 精神症状についての治療、指導・助言

7 いじめの解消について

(1) いじめの解消とは

(ア) いじめに係る行為が3ヶ月以上止んでいること。

(イ) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

8 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

(ア) 生徒が自殺を企図した。

(イ) 精神性の疾患を発症した。

(ウ) 身体に重大な障害を負った。

(エ) 高額の金品を奪い取られた。

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

(ア) 年間の欠席が30日程度以上ある、又は予想される場合。

(イ) 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

ア 学校が重大事態と判断した場合、速やかに県教育委員会に報告する。

※保健室登校は欠席ではないが、いじめの有無にかかわらず報告する。

イ 「いじめ対策委員会」が母体となって、時系列に沿って詳細に事実確認・記録するとともに、組織として早急に対応に当たる。

ウ 県教育委員会が調査主体になった場合は、指示に従い、資料提出等、調査に協力する。

(3) 調査結果の報告

ア 県教育委員会への報告

イ いじめられた生徒・保護者への報告

(ア) 経過を含め、適切に報告する。

(イ) 個人情報には十分に注意する。

9 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲示するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

(ア) フィルタリングの設定

(イ) 家庭内ルールの設定

イ 情報教育の充実

(ア) 教科「情報」における情報モラル教育

(イ) 集会時等における指導

ウ 講話の実施

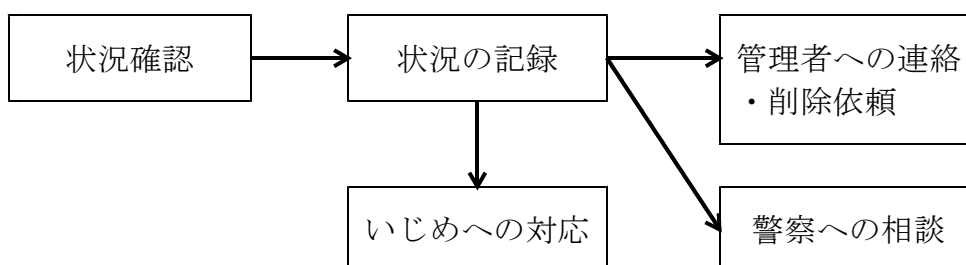
(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

(ア) 被害者からの訴え

(イ) 閲覧者からの情報

イ 不当な書き込みへの対処



10 評価

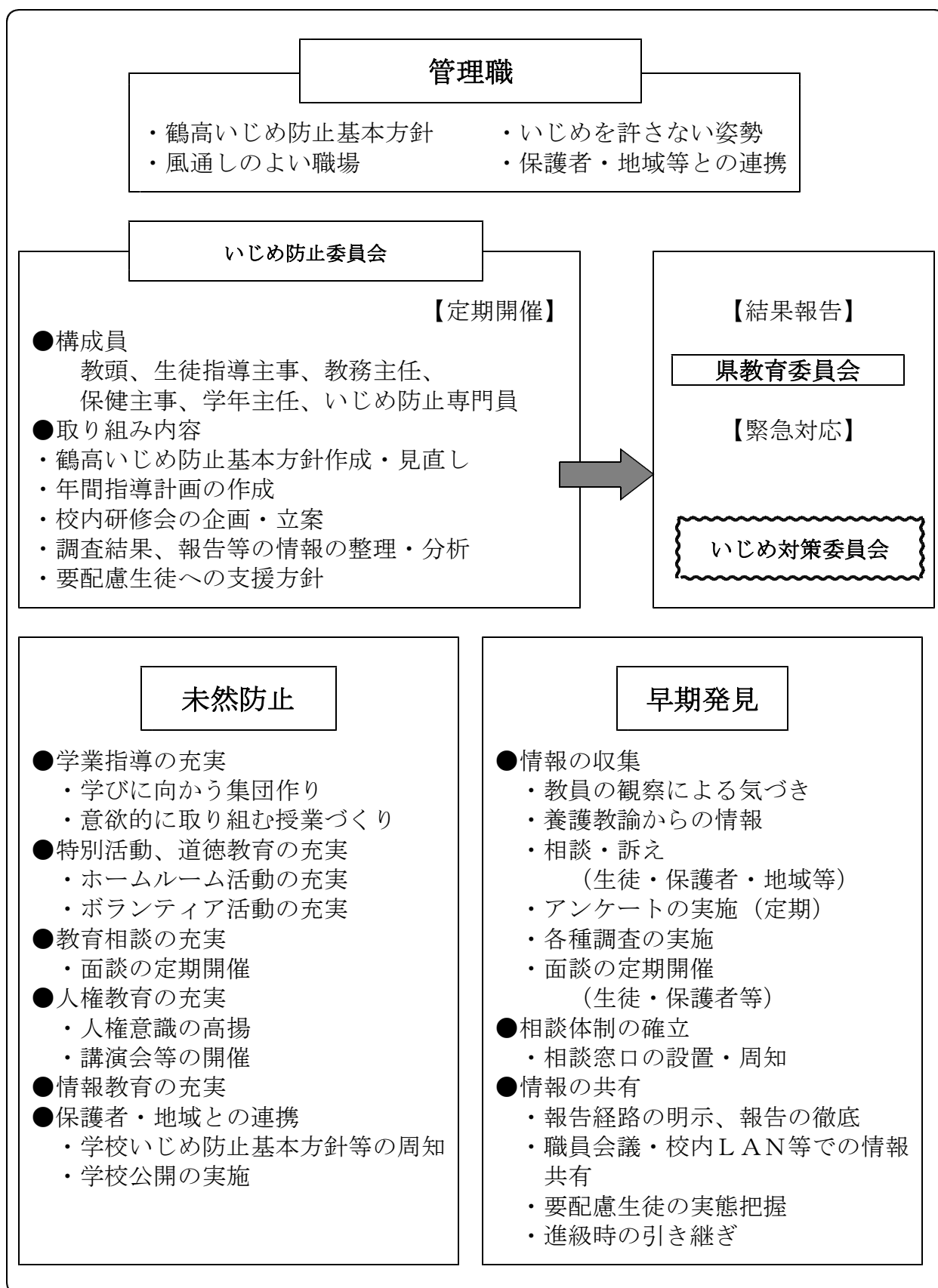
(1) 生徒・保護者等対象の評価アンケート調査

ア 生徒対象の評価アンケートを実施する。

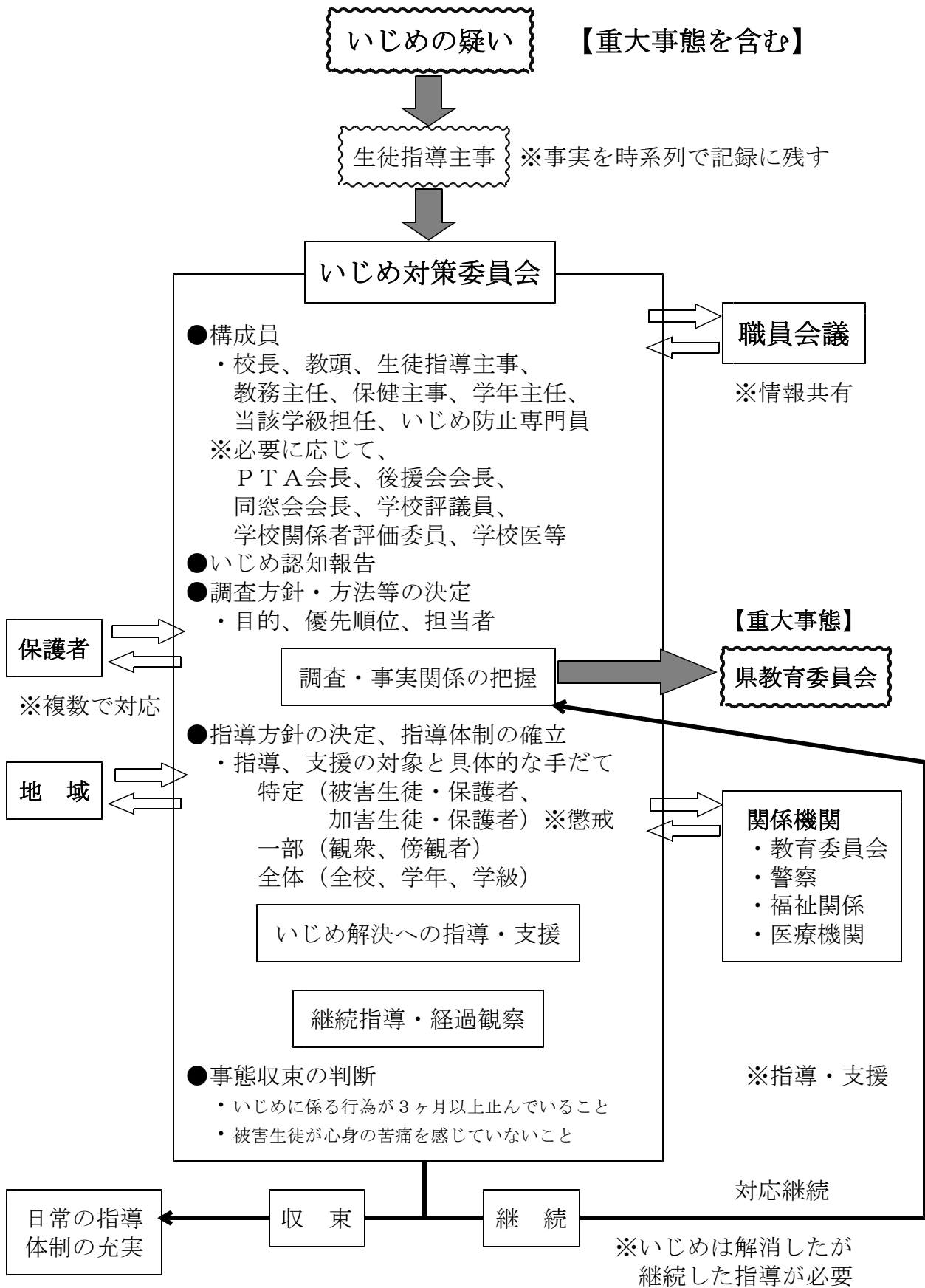
イ 保護者対象のアンケートを実施する。

- ウ 学校評議員のアンケートを実施する。
- (2) いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価する。
- ア いじめに関する評価項目
 - ①いじめ基本方針の内容が周知されている。
 - ②年間を通していじめ防止の取り組みが実施されている。
 - ③定期的または必要に応じてアンケート等が実施されている。
- (3) 集計・検証
- ア 集計は学級担任、検証はいじめ防止委員会が行う。
 - イ 結果は数値化し、教職員には職員会議で、保護者・地域にはホームページで公表するとともに、評価の指標として、次年度の取り組みの改善に生かす。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教師の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	<ul style="list-style-type: none"> ・遅刻、欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ・教師と視線が合わず、うつむいている。 ・体調不良を訴える。 ・朝の読書に集中できない。 ・提出物を忘れたり、期限に遅れる。 ・学級担任が教室に入るのを待って、入室する。
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室、トイレに行くようになる。 ・教材等の忘れ物が目立つ。 ・机上やロッカー内が乱雑である。 ・決められた座席と異なる席に着いている。 ・教科書、ノート等の持ち物に汚れ、いたずら書きがある。 ・突然個人名が出される。 ・教科担任が教室に入るのを待って、入室する。
休み時間 清掃時	<ul style="list-style-type: none"> ・昼食を自分の席で食べない。(廊下、踊り場、トイレ等) ・用のない場所にひとりでいる。 ・ふざけ合っているが表情がさえない。 ・制服が汚れていたり、破けていたりする。 ・ひとりで清掃している。 ・清掃時、特定の生徒の椅子だけが下ろされていない。
放課後 部活動時	<ul style="list-style-type: none"> ・慌てて下校する。または、用もないのに遅くまで学校に残っている。 ・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 ・ひとりで部活動の準備や後片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気づいたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
<ul style="list-style-type: none"> ・教室等で仲間同士で集まり、にやにやしたりひそひそ話をしている。 ・ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 ・教師が近づくと、不自然に分散したりする。 ・自己中心的な行動が目立つ、ボス的な存在の生徒がいる。

3 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。以下のようなサインが見られたら、保護者がすぐに学校に連絡できる信頼関係を築いておく必要がある。

サイン
<ul style="list-style-type: none">・学校や友人のことを話さなくなる。・友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。・朝、起きてこなくなったり、学校に行きたくないと言ったりする。・電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。・メールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。・不審な電話やメールがあったりする。・遊ぶ友人が急に変わったりする。・部屋に閉じこもったり、家から出なくなったりする。
<ul style="list-style-type: none">・理由のはっきりしない制服や衣服の汚れや破れがある。・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。・登校時刻になると腹痛や体調不良を訴える。・食欲不振、不眠を訴える。
<ul style="list-style-type: none">・学習時間が減る。・成績が極端に下がる。
<ul style="list-style-type: none">・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。・自転車がパンクしたり、いたずらされる。・家庭の品物、金銭がなくなる。・大きな額の金銭をほしがる。

いじめに関する
早期発見・事案対応
(マニュアル)

青森県立鶴田高等学校